

付帯メニュー定義書
【新生活応援プラン】

令和2年3月10日

株式会社ヒナタオエナジー

目次

1	実施期日	3
2	定義.....	3
3	適用条件	3
4	プラン内容.....	3
5	日割計算時の取扱い	4
6	適用期間	4
7	適用廃止	4
8	新生活応援プランの定義書の変更および廃止	5

付帯メニュー定義書【新生活応援プラン】（以下「新生活応援プランの定義書」といいます。）は、当社の電気をご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱い、及び付帯するサービスについて定めたものです。

1 実施期日

新生活応援プランの定義書は、令和2年3月10日より実施します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、新生活応援プランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、新生活応援プランを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であること。
- (2) お客さまが、お客さまご自身の居住を転居されてから1年以内の方であること。この場合、お客さまのお名前と転居前の住所が記載された引越し業者発行の領収書あるいは請求書のコピー、住民票（発行日より3か月以内のもの）もしくは登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの）のコピーなど1年以内に転居されたことを証明できるもの（以下「証拠書類等」といいます）を、ご提出を頂くことがあります。

※本プランへのお申し込みは、転居される3カ月前から、当社ホームページよりお申し込み頂くことが可能です。転居ご予定でお申し込み頂いたお客さまは、転居後に3（2）に記載の証拠書類等をご提出頂くことがあります。

※不払い等により契約解除となったお客さまにつきましては、契約締結をお断りする場合がございます。

※お客さまの都合により契約解除された後、1年未満のお客さまに対して、契約締結をお断りする場合がございます。

※契約形態に不審な点がある場合、当社からお客さま情報を確認させて頂くこと、また契約締結をお断り又解除させて頂く場合がございます。

4 プラン内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下のサービスを適用します。

- (1) 電気需給約款 17（電気料金の計算）で定める、基本料金（税込）および電力量料金（税込）の合計より、1%分（割引金額の最小単位は、1円とし、その端数は切り捨てます）を割り引きます。

電気料金 = 「基本料金（税込）」 + 「電力量料金（税込）」 - 「付帯メニュー割引額」 + 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」

- (2) 以下のそれぞれのタイミングにて、ギフト券（コードタイプ）を、当社にご登録いただいておりますご契約者のメールアドレス宛に送付いたします。

- ① 本プランの適用開始日より1年以内に、ギフト券（コードタイプ）合計1,800円分を、ご送付いたします。

※ ただし、ギフト券発送時点まで、本「新生活応援プラン」の適用が継続されており、かつ、メールアドレスが登録されている方を対象させていただきます。

※ メール再送・ギフト券（コードタイプ）の再発行はいたしません。通信障害などによりメールを受信できなかった場合でも、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※ メール設定でドメイン指定されている場合は、「@hinatao.co.jp」を受信できるようにご確認ください。

5 日割計算時の取扱い

電気需給約款 18（日割計算）(1) ①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合にも、4（プラン内容）(1)に定める割引を適用するものとします。

6 適用期間

本プランの適用開始は、本プランが付帯する電気料金メニューの適用開始日とし、適用終了は、解約日までといたします。但し、当社の他の料金プランからの契約変更に伴い本プランへお申込みの場合は、変更前の当該他の料金プランの適用廃止日の翌日を本プランの適用開始日とします。

7 適用廃止

(1) 当社は、お客さまが、当社の他の料金プランを申請され、当社が承諾した場合には、新生活応援プランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

① 契約変更のお申し込みがあった場合、原則として当社がお客さまのお申し込みを承諾した翌々月の検針日の前日

(2) 当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、新生活応援プランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

① 電気の契約を解約する場合

電気需給約款 3 1（お客さまからの電気需給契約の解約）または 3 2（当社からの電気需給契約の解約）による解約日

② ①以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(2) ①で定める解約日。その際、電力料金は、原則として電気料金メニュー定義書によるものとします。

8 新生活応援プランの定義書の変更および廃止

(1) 当社は、新生活応援プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、新生活応援プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 新生活応援プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2) および (3) に準じます。